

第2回美しい四国づくり委員会

＜参考資料＞

1. 景観法の仕組み 1-1
2. 四国の観光動向 2-1
3. インターネットモニター・アンケート結果 3-1
4. 自治体へのアンケート結果 4-1

1. 景観法の仕組み

①景観法の必要性	1-1
②基本理念と責務	1-2
③景観行政団体と景観計画	1-3
④行為規制と支援の仕組み	1-4
⑤景観重要公共施設	1-5
⑥規制緩和による支援	1-6
⑦税制による支援	1-7
⑧景観法の対象地域のイメージ	1-8
⑨景観形成事業推進費	1-9
⑩景観法の意義	1-11

①景観法の必要性

現行の取組み

○500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

現行の取組みの限界

- 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」
(平成15年7月国土交通省)

全国景観会議や景観形成推進協議会
等による要望

「観光立国行動計画」
(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)

「『都市景観の日』中央行事2003
年宣言」

必 要 性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
 - ・景観を整備・保全するための基本理念の明確化
 - ・国民・事業者・行政の責務の明確化
 - ・景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
 - ・景観形成のための支援措置の創設 等

により、**景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要**

②基本理念と責務

基本理念

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- 景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- 景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- 景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要
- 景観形成は、住民、事業者、行政の協働によりすすめるべき

責務

住民

自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たす国又は地方公共団体の施策への協力

地方公共団体

良好な景観の形成に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策の策定及び実施

事業者

事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める国又は地方公共団体の施策への協力

国

良好な景観の形成に関する総合的な施策の策定及び実施普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深める

③景観行政団体と景観計画

景観行政団体

やる気のある市町村が景観行政の担い手となるよう措置

- 政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となる。
(高松市、松山市、高知市)
- その他の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となる。
(高知県梶原町、愛媛県大洲市)
- その他の地域は都道府県が景観行政団体となる。

棚田の保全や耕作放棄対策として

- 景観と調和の取れた農業的土地利用を誘導するために景観計画区域内に、景観農業振興地域整備計画を定めることが可能
- 勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を経て、景観整備機構が農地の利用権を取得し、農地の管理が可能

景観計画

住民・NPO法人等からの計画の提案が可能
(2/3以上の同意が必要)

建築物や工作物の誘導に加えて、棚田や里山の保全も一体的に取り組み可能

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- 棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備

景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

- 公共施設管理者との協議・同意により景観重要公共施設として位置付ける
- 公共施設管理者から、景観重要公共施設として位置付けることを要請することが可能

電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例により、道路の無電柱化を促進

④行為規制と支援の仕組み

景観協議会

行政と住民等が協働して取り組む場



[オープンカフェの取組例]

景観整備機構

NPO法人やまちづくり公社などを指定。景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



[ポケットパーク等の整備イメージ]

ソフト面の支援

景観計画の区域 (都市計画区域外でも指定可能。)

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・一定の場合は変更命令が可能
- ・「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- ・農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり



[商店街での取組イメージ]

景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全



[イメージ]

景観地区

(都市計画)

- ・より積極的に景観形成を図る地区について指定建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての規制
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能

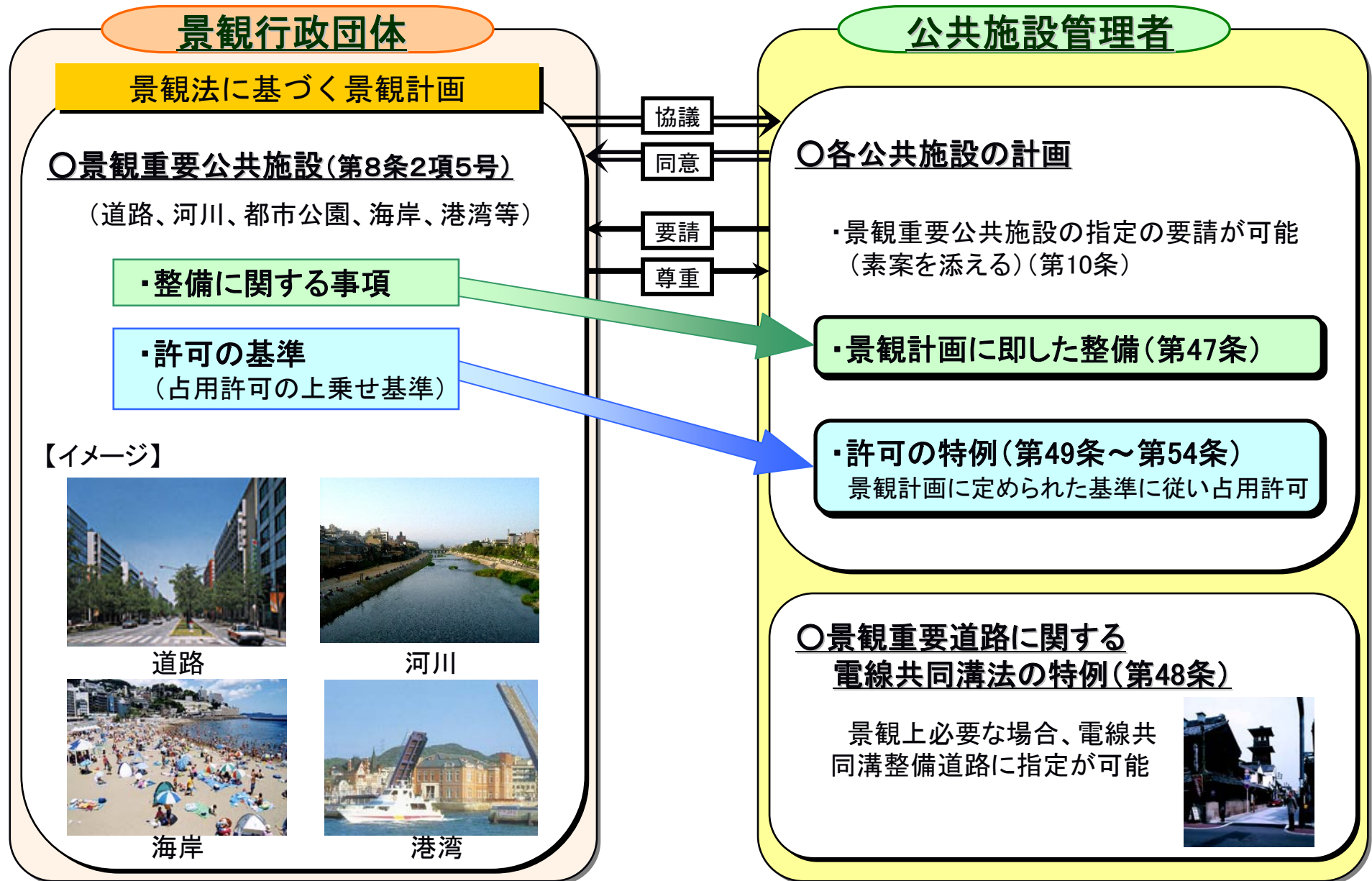


[まちなみイメージ]

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

⑤景観重要公共施設



⑥規制緩和による支援

斜線制限の緩和

軒先を削ることが不要



建ぺい率制限の緩和

景観重要建造物に関する規制緩和

※現状の外観を保存するため、条例を定めることによって、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能

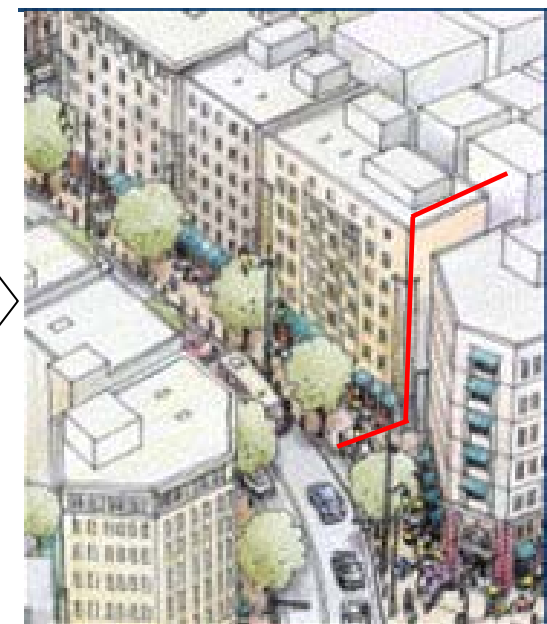
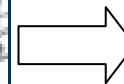
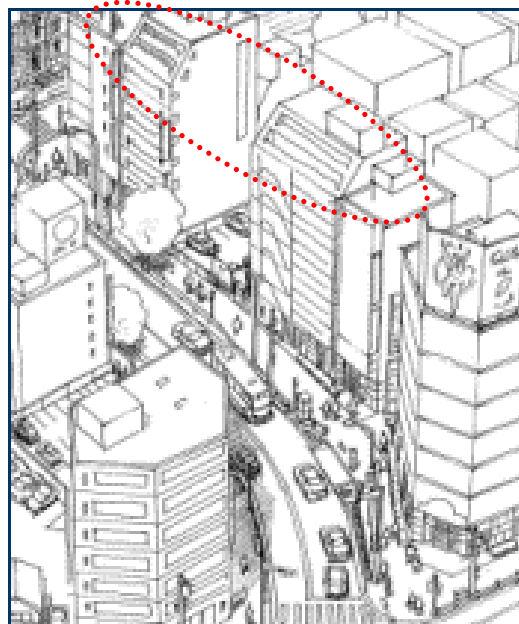
建築基準法の制限の緩和項目

(※は伝統的建造物群保存地区内で緩和規定を設けていない項目)

第21条	大規模建築物の防火措置	第55条	低層住居専用地域内の高さの制限
第22条	屋根不燃区域の屋根、	第56条	斜線制限
～24条の2	外壁等の防火措置	第56条の2※	日影制限
第25条	大規模木造建築物等の外壁等の防火措置	第58条	高度地区
第28条	居室の採光及び換気	第61条～64条	防火地域・準防火地域内の建築制限
第43, 44条	接道義務、道路内の建築制限	第67条の2	特定防災街区整備地区内の建築制限
第47条※	壁面線による建築制限	第68条※	景観地区内の建築制限
第52, 53条	容積率、建ぺい率		
第54条※	低層住居専用地域内の外壁の後退距離		

壁面の位置と高さを決めた場合の
形態規制の合理化
(斜線制限の適用除外)

※壁面の位置、高さの最高限度等を定めることにより、斜線制限の適用除外が可能



⑦税制による支援

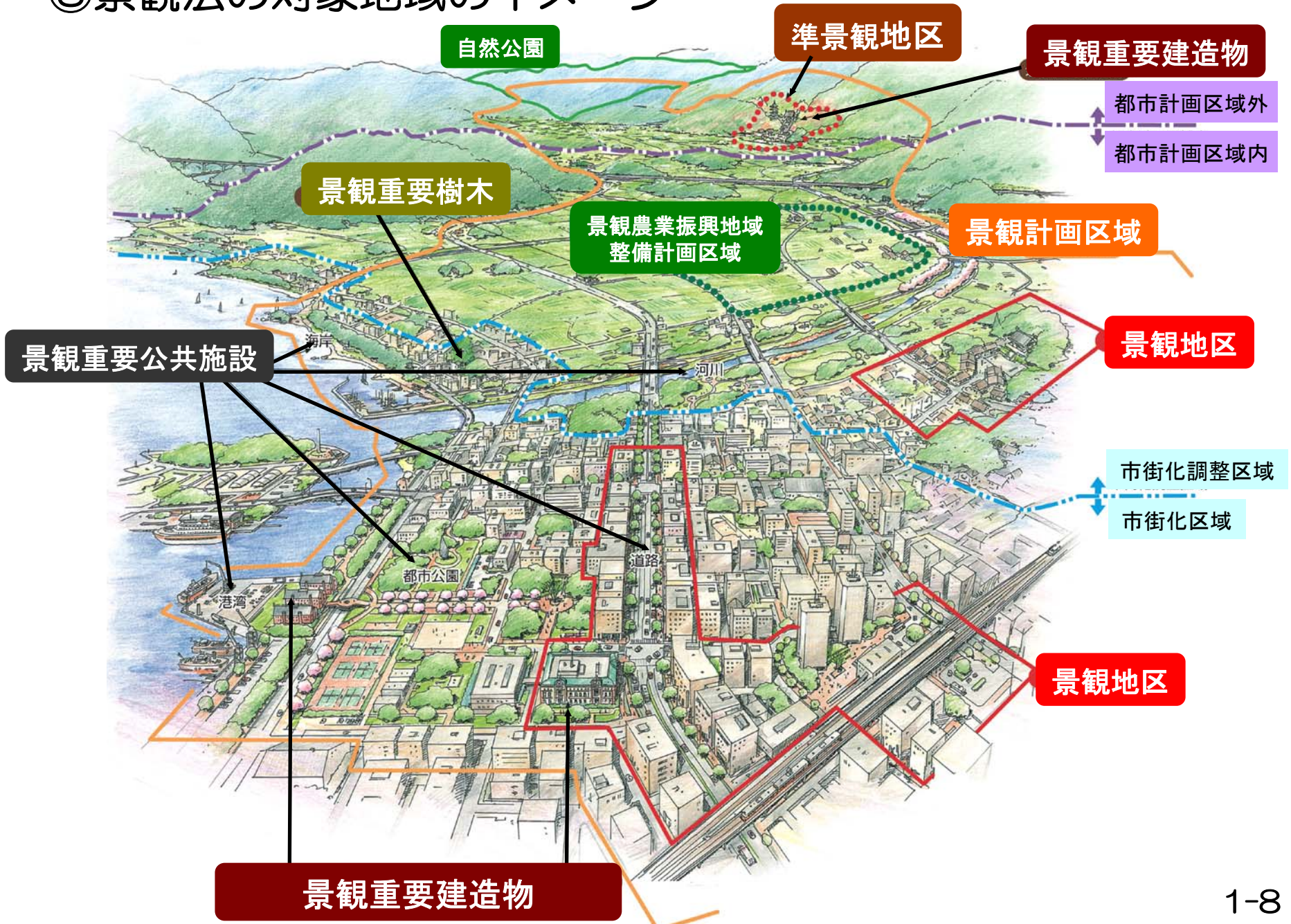
- ① 景観重要建造物及びその敷地について、評価額を適正な水準に評価 **(相続税)**

景観重要建造物については、その外観について現状変更の制限が課されることにより、用途や床面積など使用収益に制限が発生するため、相続税の評価においてその利用上の制限の程度に応じた適正な評価を行う。

- ② 景観計画の区域内的の土地等を景観整備機構等へ譲渡した場合の1,500万円特別控除 **(所得税、法人税)**

景観重要公共施設に関する事業のために有効に利用できる土地等を、地方公共団体または景観整備機構へ譲渡した場合、当該譲渡所得について1,500万円の特別控除を適用する。

⑧景観法の対象地域のイメージ



⑨景観形成事業推進費

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進を図るため、それに関連する事業及び調査について、年度途中に必要な応じた機動的な予算措置を行う。

平成16年度実施計画額192億円(事業分183億円、調査分9.4億円)

平成17年度予算額 200億円

(このほか平成17年度新規に文教施設や観光案内看板等施設整備のための「都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費(仮称)」が創設されている。 4億円)

<対象事業>

- ① 景観法に基づく景観計画に定められた事業
- ② 同計画に定められた景観計画区域又は景観地区の区域において行われる良好な景観の形成のための事業
- ③ 風致地区又は屋外広告物条例が定められている地区において行われる良好な景観の形成のための事業

<景観形成事業推進費のイメージ>



伝統的まちなみの整備



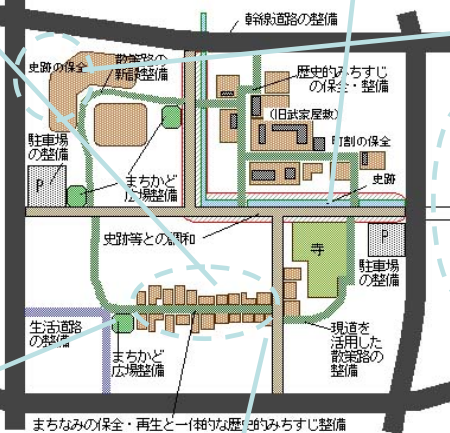
伝統的まちなみと調和した河川の整備



景勝地での景観と調和した橋の整備



住民・NPOの提案を活かした取組



歴史的風土の保全
(治山事業、緑地の買取等)



広場・休憩所の整備



風情ある道路の整備と住民との協働による管理



市民による清掃や植栽管理

⑩景観法の意義について

①主体は自治体

景観法における景観計画は、策定を義務付けられているわけではない。計画を作るか作らないかは、作る場合でも、どのような計画を作り、どのような規制を行うかは自治体に任されている。

②規制等に強制力が伴う

これまで各自治体が苦心して策定しながら、強制力を持たないことから、景観破壊を止める有効打とはなり得なかった条例群に法的根拠を与えた。

③予算措置

- ・ 景観形成事業推進費の創設
- ・ 税制による支援

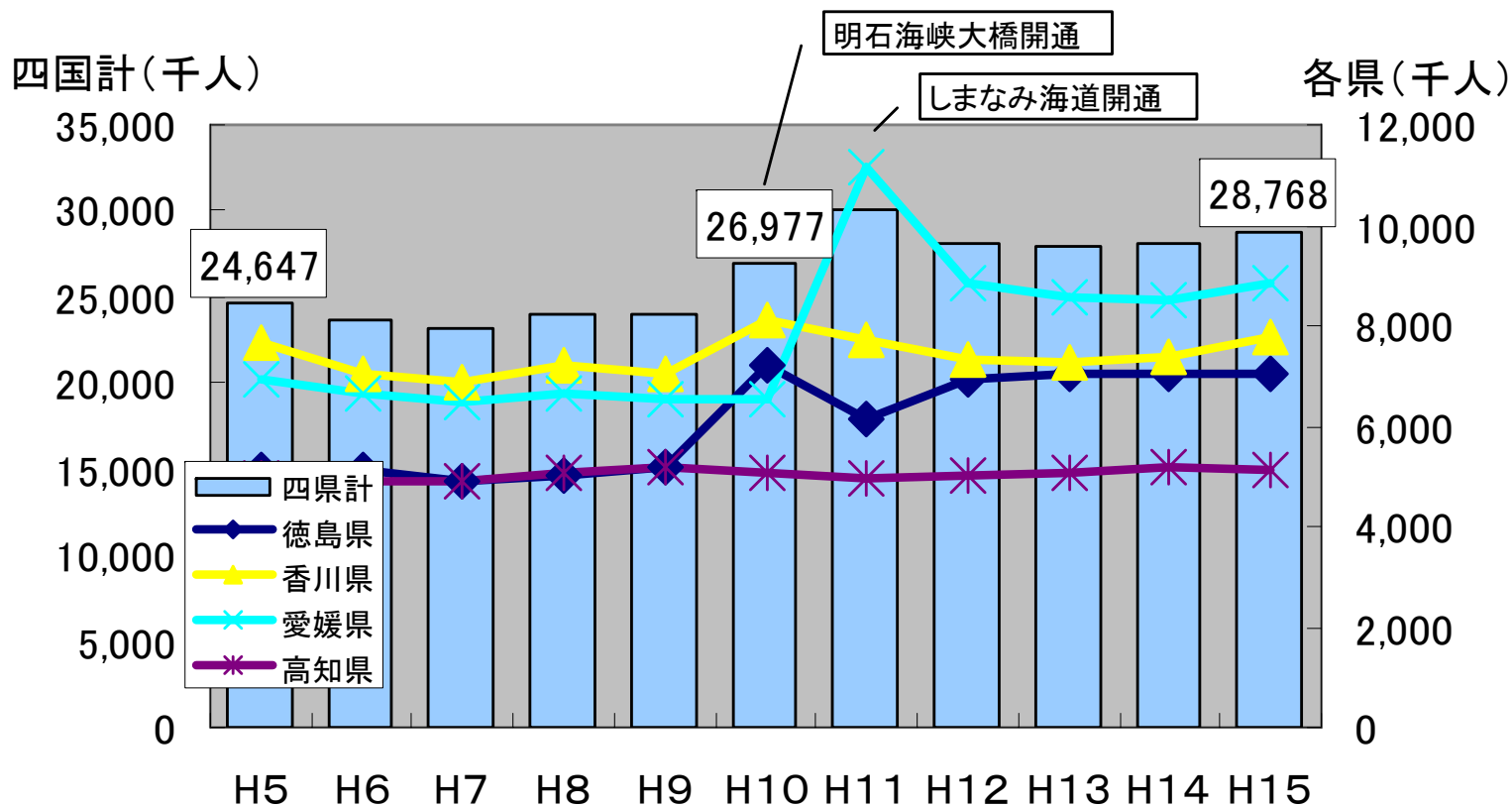
2. 四国の観光動向

- ①観光入込客数 2-1
- ②外国人来訪者数 2-2
- ③愛媛県内子町への観光客数の推移 2-3
- ④愛媛県大洲市への観光客数の推移 2-4
- ⑤徳島県美馬市脇町への観光客数の推移 2-5
- ⑥地域の活性化や経済発展に貢献する「道の駅」 2-6

①四国の観光動向（観光入込客数）

・四国の県外観光客はしまなみ海道開通後増加したが、その後停滞している。

四国四県への観光入込客数（県外客）

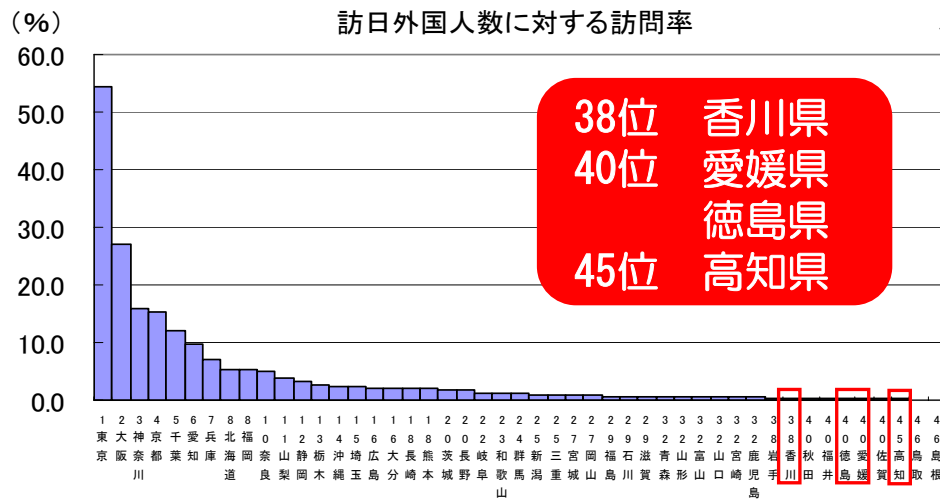


出典：四国運輸局業務要覧

②四国の観光動向（外国人来訪者数）

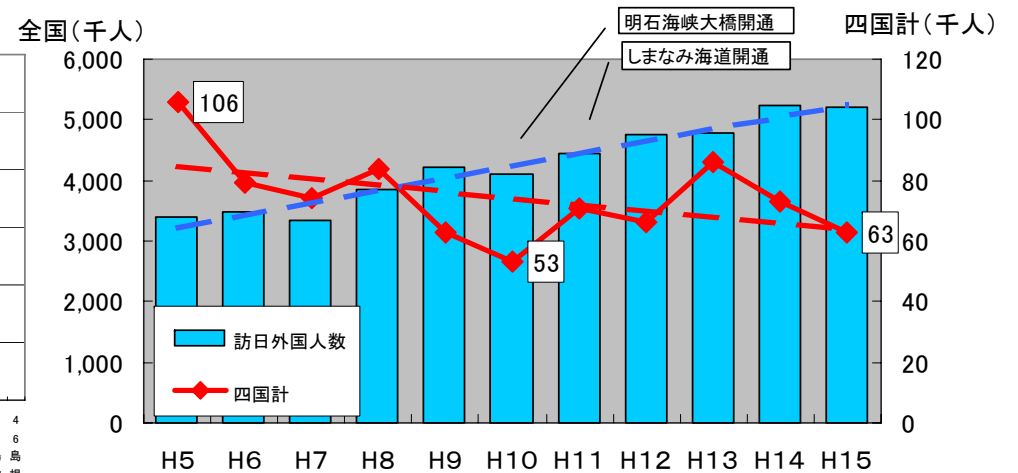
- ・全国に比べ、四国4県の訪日外国人数に対する訪問率は、非常に低い。
- ・日本への訪日外国人数は増加しているが、四国の訪日外国人数は、減少傾向である。

訪日外国人数に対する訪問率



出典（独）国際観光振興機構（JNTO）

日本と四国の外国人来訪者数の推移

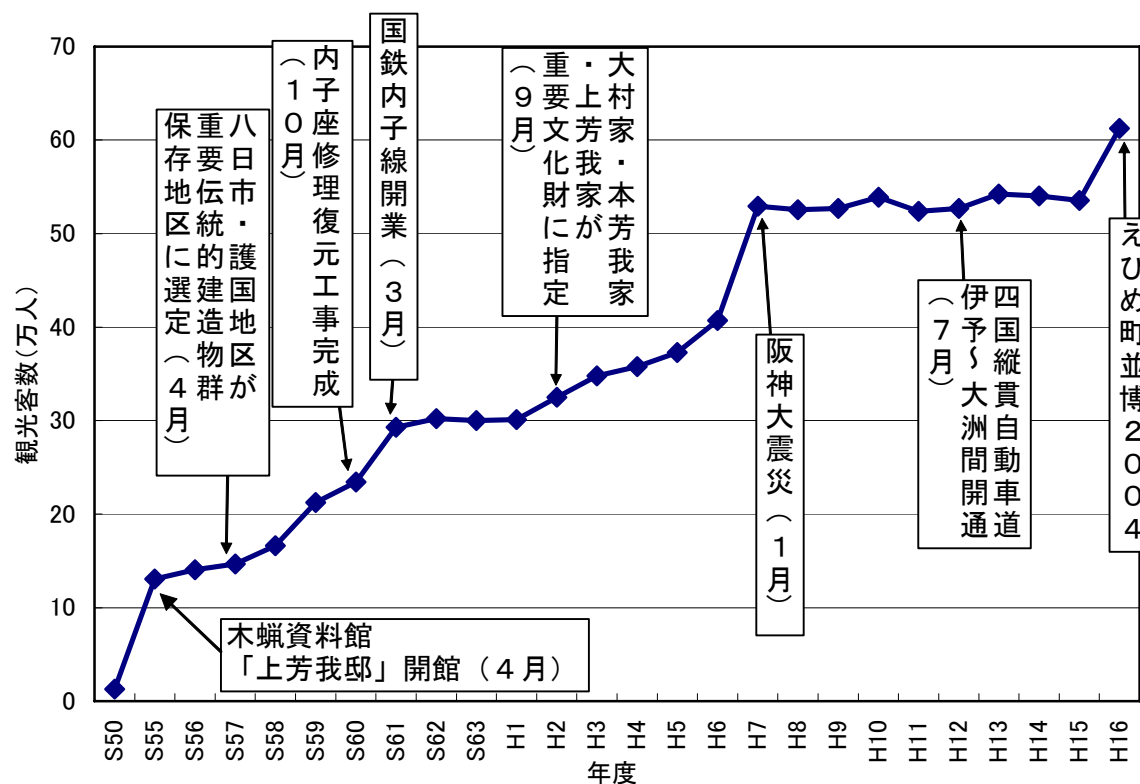


出典（独）国際観光振興機構（JNTO）

③愛媛県内子町への観光客数の推移



昭和50年度 1.3万人 → 平成16年度 61.2万人
 (約47倍に増加)



昭和57年 内子町八日市・護国地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定

平成16年 えひめ町並博2004 開催

④ 愛媛県大洲市への観光客数の推移

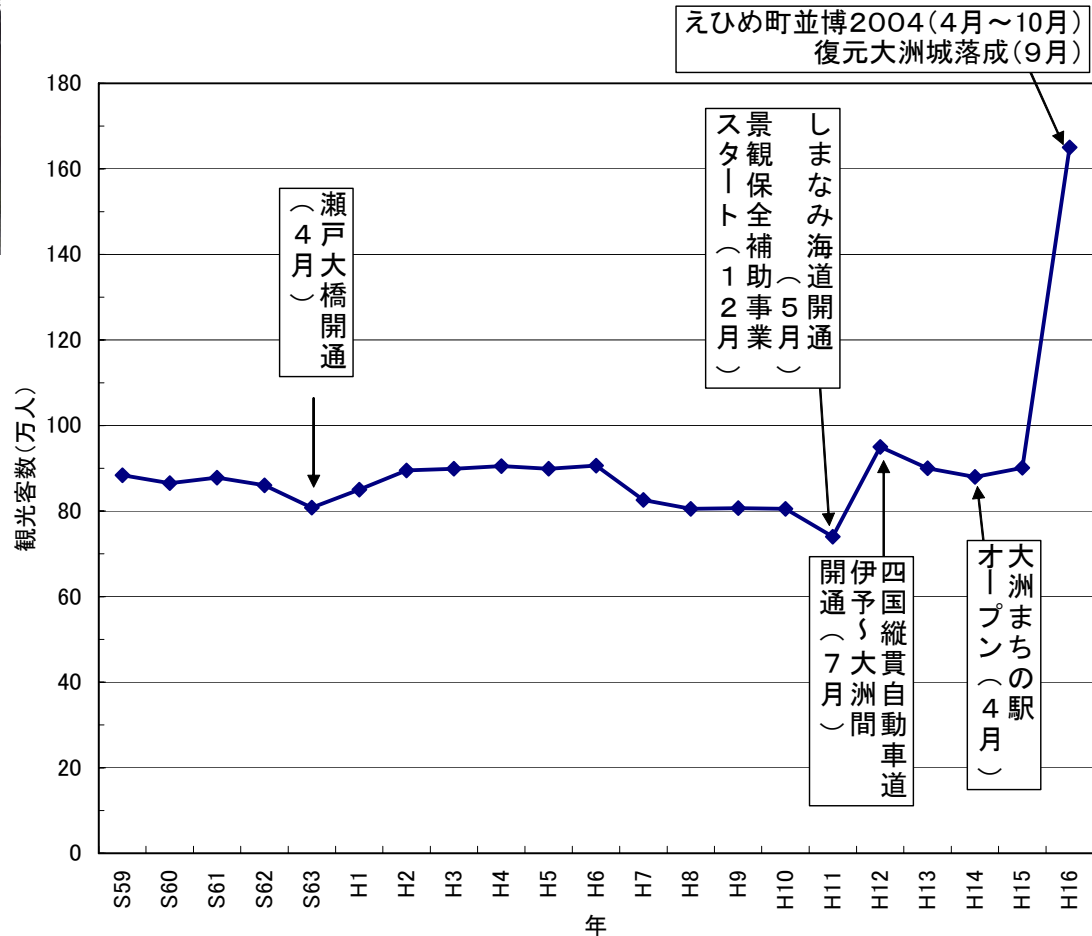


おはなはん通りに面する武家屋敷跡に残る明治の物件を、市の補助制度を利用して所有者が改修し、地元のまちづくり団体「旬を愛する会」が借り受け、郷土料理店としてオープンした。



「ポコペン横丁」
えひめ町並博2004を機に大ブレイク。かつては、月に1度の開催だったが、現在は春、夏、秋にかけては、毎週1回(日曜日)の開催となった官民協働事業。

過去20年の平均 86万人 (S59年～H15年) \longrightarrow 平成16年 165万人
(町並み整備とイベントとの相乗効果により 約2倍に増加)



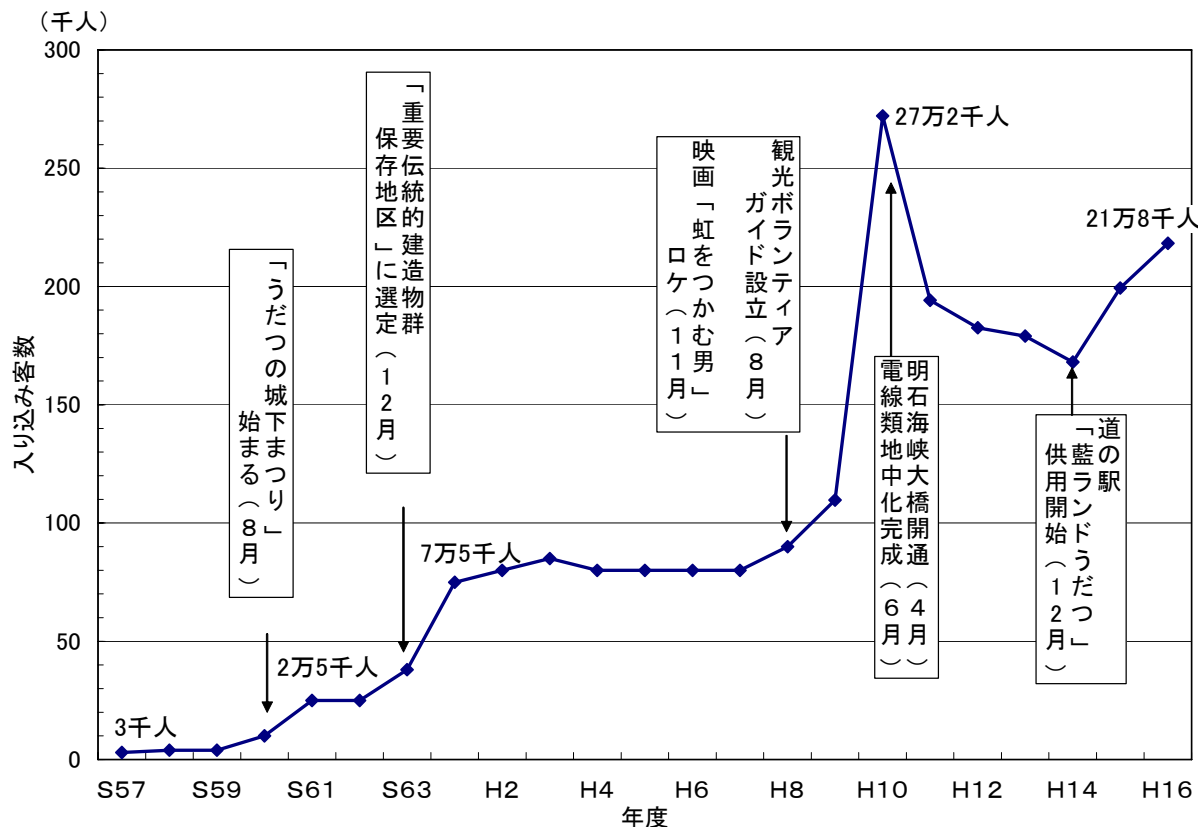
平成11年 「大洲市おはなはん通り及び周辺地区町並み景観保全対策費補助金交付要綱」を施行
平成16年 えひめ町並博2004開催 復元大洲城落成

⑤うだつの町並み（徳島県美馬市脇町）への観光客数の推移



昭和57年度 3千人 ⇨ 平成16年度 21万8千人

(約73倍に増加)

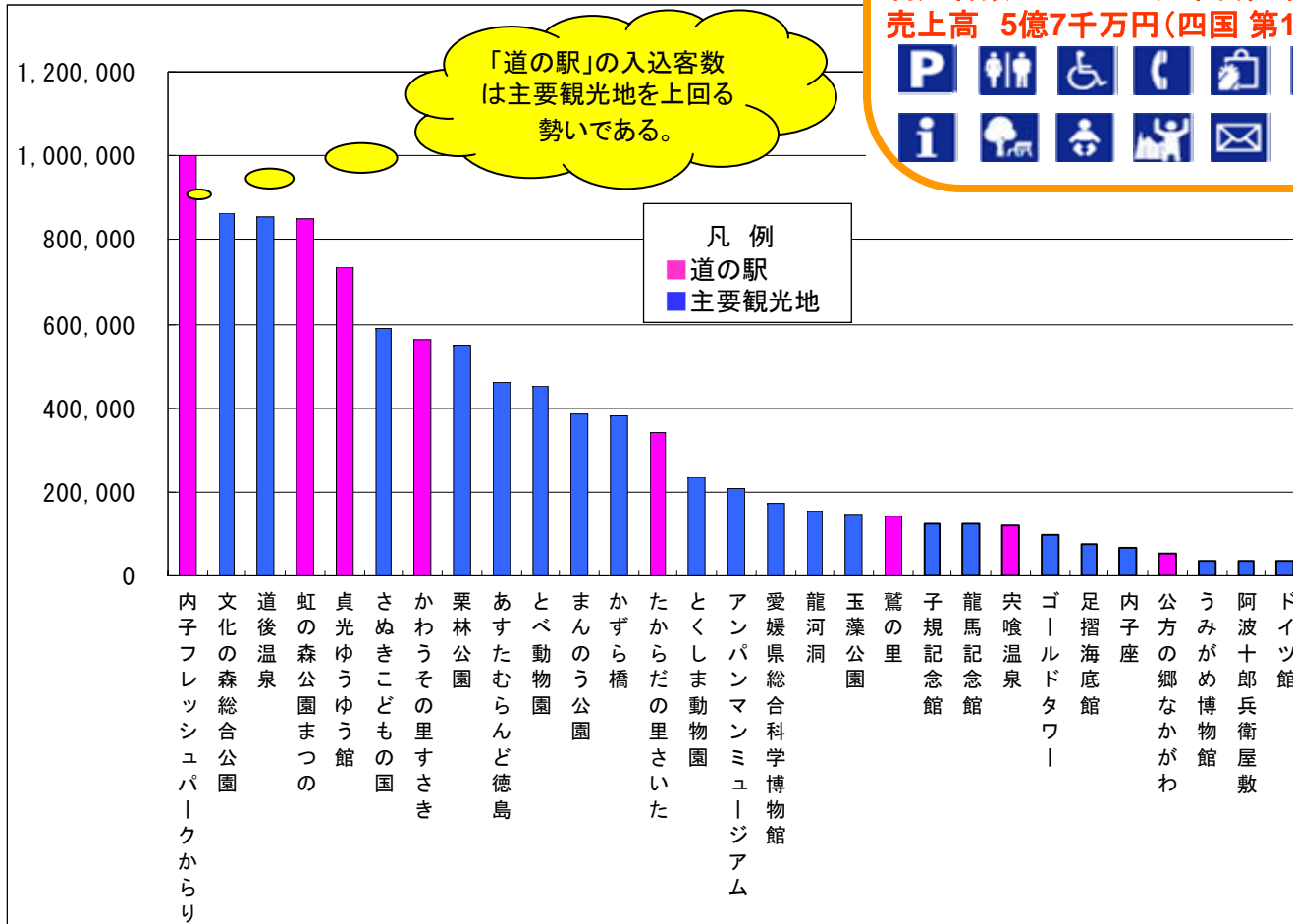


昭和63年 脇町市街地景観条例 制定
重要伝統的建造物群保存地区に選定

平成10年 明石海峡大橋開通
電線類地中化完成

⑥地域の活性化や経済発展に貢献する「道の駅」

主要観光地等の入込客数(平成15年度)



愛媛県 内子フレッシュパークからり



(国道379号 喜多郡内子町)

内子の顔が見える道の駅

内子町で生産される農作物だけに限定して販売する特産物直販所、フルーツ・ハーブ・野菜など新鮮素材をふんだんに内子産の豚肉とドイツで3年間学んだ技術で製法したハム、ソーセージ、農家のお母さんの味が楽しめる「あぐり亭」などがあります。

【H15年度】

利用者数 100万人(四国 第1位)

売上高 5億7千万円(四国 第1位)

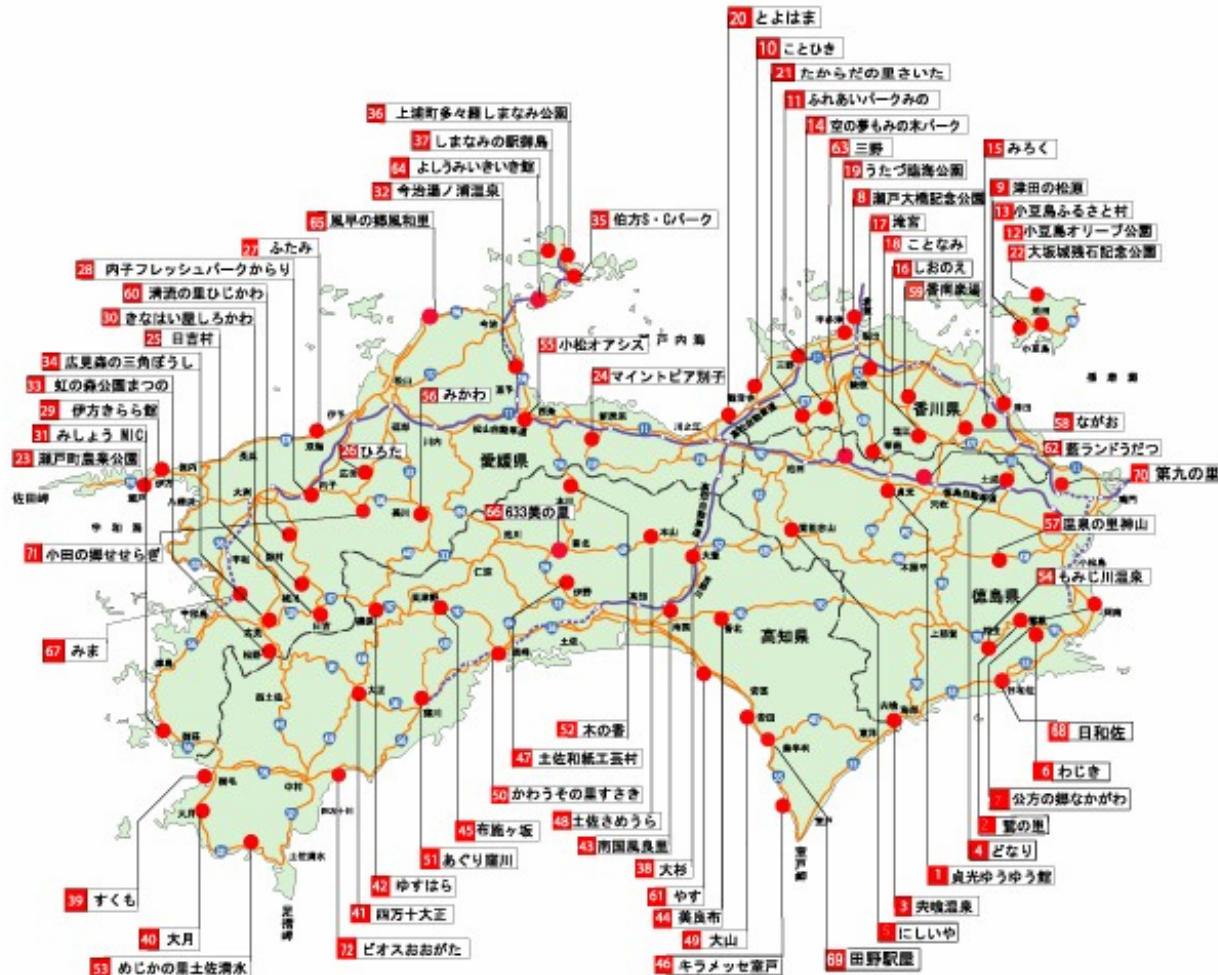


■周辺観光施設

- ・内子座
- ・八日市、御国地区街並み
- ・商いと暮らし博物館
- ・木蠟資料館上芳我邸

四国の「道の駅」の設置場所

現在、「道の駅」は、全国で830箇所が整備され、四国においては平成17年 新たに登録された3箇所を含め、72箇所の「道の駅」が整備されています。



四国「道の駅」登録箇所
72駅

平成17年 追加箇所

- ・徳島県 「第九の里」
- ・愛媛県「小田の郷」
- ・高知県 「ビオスおおがた」

3. インターネットモニター・アンケート結果

- ・実施期間：平成18年1月5日～1月18日
- ・課題：「美しい四国づくりに向けて」
- ・回答モニター数：43名

インターネットモニターアンケート（結果より抜粋）

1. 「美しい四国の景観」のイメージ



穏やかな瀬戸内海



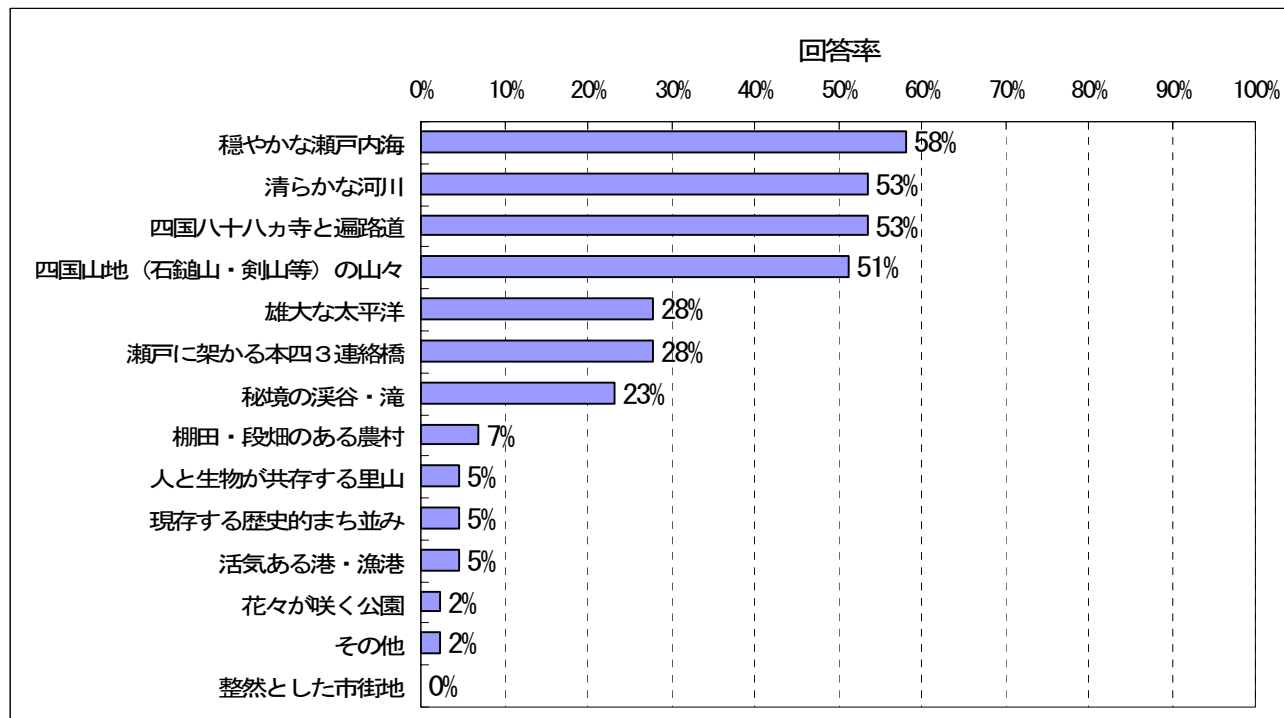
清らかな河川



四国八十八寺と遍路道



四国山地（石鎚山・剣山等）の山々



インターネットモニターアンケート（結果より抜粋）

2. 四国の公共施設（河川・道路・港湾空港・建築物など）の景観上から見た印象

良い印象



本四架橋：景観にマッチし、雄大さを感じる



サンポート高松：四国の玄関都市らしい

悪い印象



河川：河川が汚れている



海岸：自然の海岸が非常に少なくなっている



電柱：市内の道路に電柱が立ち並ぶ景観は悪い

インターネットモニターアンケート（結果より抜粋）

3. 「四国の美しさ」を保全していくために、実施していけばよい取り組み

◇ご意見・ご提言の例

- ・ **行政と住民が一体となって自然の保護**を行なう。手入れの出来てない山林、田畑、道路脇などを綺麗にしていくことが大事。
- ・ 美しい山にゴミの不法投棄が多い。もっと**地域、行政が一体となって取り締まる**べきである。
- ・ 未来を共生する**子供たちをも巻き込んだ議論**をすることが重要だと思います。
- ・ 昔からの**良いものは残していく**。温故知新。

インターネットモニターアンケート（結果より抜粋）

4. 四国における都市の景観づくりのために重要なこと



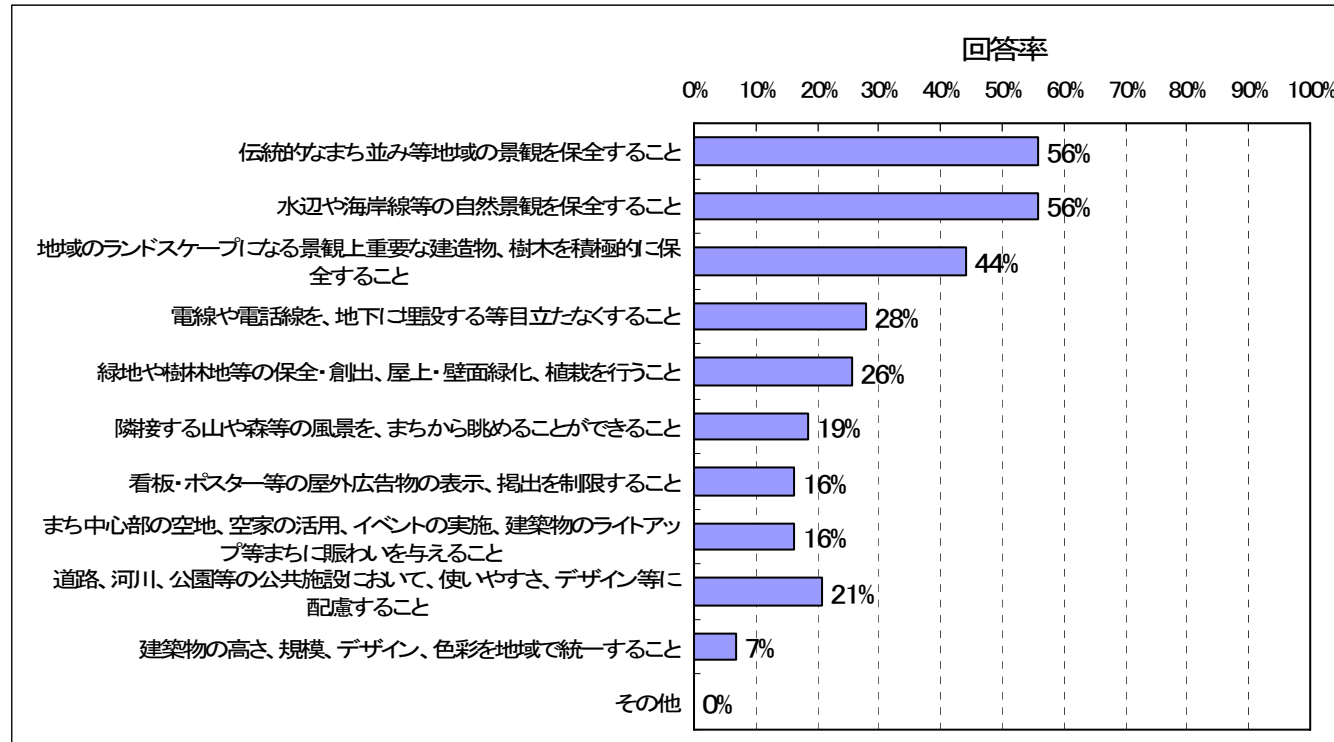
伝統的な街並み当地域の景観を保全すること（高知県安芸市）



水辺や海岸線等の自然景観を保全すること（愛媛県愛南町）



地域のランドスケープになる景観上重要な建造物、樹木を積極的に保全すること（香川県琴平町）



インターネットモニターアンケート（結果より抜粋）

5. 沿道景観を構成する道路占用物はどうかあるべきか

道路占用物件の例

道路通行上必要なもの

その他



信号



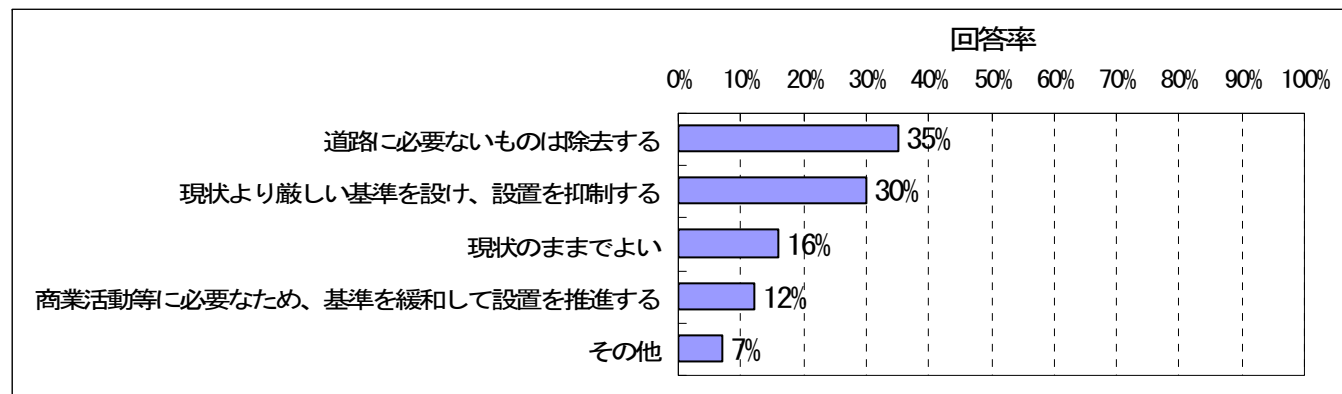
標識



電柱（電線）



看板



インターネットモニターアンケート（結果より抜粋）

6. 無電中化推進計画について



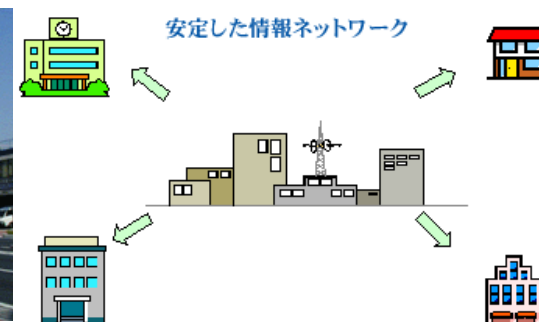
1 安全で快適な通行空間の確保



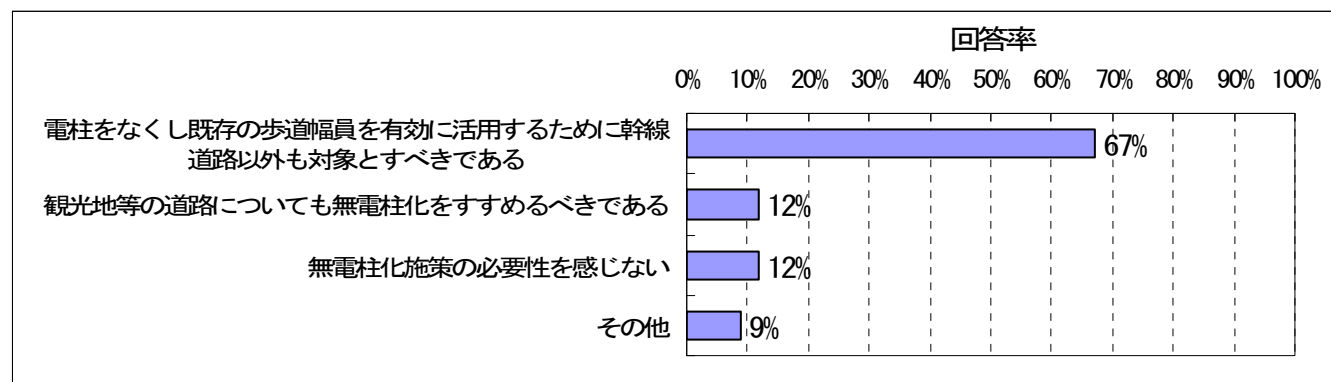
2 都市防災機能の向上



3 都市景観の向上



4 安定したライフラインの実現および情報通信ネットワークの信頼性の向上



インターネットモニターアンケート（結果より抜粋）

7. 空港及び周辺に関して、配慮すべき点、PRしたら良い点、あったらよいと思われる

◇ご意見・ご提言の例

- **空港周辺での看板等の規制。**
- 空港から街中までの交通手段が少ないと思う。空港から港までなどの便利な交通機関を整備してほしい。
- 単なる交通結節点ではなく、各地から訪れる人々以外に、**地元住民も利用できる賑わいのある場所**にしてほしい。
- **観光地や、体験型観光のPR**を分かりやすく、行きたくなるような方法で、宣伝したらいいと思う。

4. 自治体へのアンケート結果

・実施時期：平成17年11月

県名	回答市町村数 (全市町村数)	回答率
徳島県	15(35)	43%
香川県	6(21)	39%
愛媛県	20(20)	100%
高知県	18(44)	41%
合計	59(120)	49%

地方自治体へのアンケート(結果より抜粋)

1. 自治体における課題: 今後やりたいこと、現在困っていること

風景の保存

- ・農村風景の保全（那賀町、井川町、坂出市、越知町）
- ・山林の保全（那賀町）
- ・自然環境の保全・回復（那賀町、大月町、松野町）

計画等策定

- ・屋外広告物の許可基準の設置・周知（西祖谷山村、今治市）

事業・整備

- ・統一的なサイン整備の実施（佐賀町）

市民との協働

- ・NPO、アドプト支援団体の立ち上げとリーダーの育成、自治会活動の一環としての奉仕活動の支援（吉野川市、伊方町）
- ・市民の価値観を理解（ワークショップやタウンウォッチングの手法を景観上重要な区域で実施する、アンケート、まちづくり座談会など）（徳島市、阿波市、いの町、佐賀町、宇和島市）
- ・マンパワー不足（過疎・高齢化）（越知町、宿毛市）

自治体内部

- ・景観の専門家がない（松山市）

啓発

- ・広報不足（石井町、さぬき市）
- ・景観・環境保持のための啓発、景観に対する意識・知識の向上（吉野川市、さぬき市、観音寺市、高知市、宿毛市、梶原町、馬路村、梶原町、松山市、新居浜市、大洲市）

地方自治体へのアンケート(結果より抜粋)

2. 景観保全のための取り組み

【保全・復元事業（自治体の取り組み）】

- ・千枚田オーナー制度（梶原町）
- ・中山間地域直接支払基本方針に基づき、耕作放棄地の発生防止、棚田等の保全（越知町）
- ・泉・棚田の保全。自然河畔林の復元（東温市）



井内上地区の急峻農地（棚田現況）
（東温市）



表川河川敷自然河畔林復元『夢の森』事業
（東温市）



地方自治体へのアンケート(結果より抜粋)

2. 景観保全のための取り組み

【管理運営事業（住民等（官との協働）の取り組み）】

- ・ アドプトシステムの導入（「クリーンアップ神山」＝日本版アドプトシステムの第1号）
（神山町、善通寺市、新居浜市）



「アドプトシステム」を導入した清掃活動の様子（神山町）

地方自治体へのアンケート(結果より抜粋)

2. 景観保全のための取り組み

【保全・復元事業（自治体の取り組み）】

- ・ 古民家を宿泊施設に再生（内子町）

～ 古民家を宿泊施設「石畳の宿」として再生、地域の活性化に寄与している ～



民家を再生した石畳の家

地方自治体へのアンケート(結果より抜粋)

2. 景観保全のための取り組み

【イベント事業 (住民等の取り組み)】

- ・ かつおのぼりを泳がせる、花植え (佐賀町)



「かつおのぼり」の様子

地方自治体へのアンケート(結果より抜粋)

2. 景観保全のための取り組み

【研究・教育事業（住民等の取り組み）】

- ・ 棚田を活かしたまちづくり景観づくりの研究（井川町）
 - ～ 「下影の棚田」を中心に住民団体などの景観への意識が向上し、棚田を活かしたまちづくりや広く町内の景観づくりが研究されている。～
- ・ 地元学による内外の交流（いの町）
 - ～ 棚田での米、小麦づくり、地元学による内外の交流、ビオトープによる自然再生を行っている。～
- ・ 景観出前授業（高知市）
 - ～ 小・中学校の生徒を対象に、景観やまちづくりに関する授業を実施し、児童生徒の景観の意識向上と併せ保護者や地域コミュニティに対しての景観に対する意識の啓発を図っている。～



下影の棚田（井川町）



まち歩きの様子（高知市）



ガリバーマップの作成の様子（高知市）